

消防設備士、点検資格者等の再講習受講期限について

消防設備士や消防設備点検資格者などの各種講習の受講期限は 免状の交付を受けた日または直近の講習を受けた日から**2～5年以内**(資格によって違います)と定められていました。

現実の問題点

講習の実施が1年に1回程度の地域では免状交付日または講習受講日によっては講習期限の1年以上前の時点で受講しなければならないか、遠隔地での受講を余儀なくされていました。

そこで 改正となりました

講習受講者の負担軽減の観点から講習の期限を見直すため消防法施行規則、危険物の規制に関する規則及び関係する消防庁告示が改正されました。

消防設備士、危険物取扱者(危険物の取扱業務に従事する者に限る)、甲種防火管理講習既修者(一定の建築物等に係わる防火管理者に限る)、消防設備点検資格者講習既修者、防火対象物点検資格者講習既修者または防災管理点検資格者講習既修者が受ける事とされている各講習受講期限を年度単位に改める。とされました。

各資格、講習の改正内容

資格・講習	現在		改正後
消防設備士	①免状の交付を受けた日から2年以内 ②講習を受けた日から5年以内	⇒	①免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内 ②講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内
危険物取扱者	①危険物の取扱い業務に従事する事となった日前2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合において免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から3年以内 ②講習を受けた日から5年以内	⇒	①免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内 ②講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内



西日本防災システム

N:SHINIHOH BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>

消防設備士、点検資格者等の再講習受講期限について

各資格、講習の改正内容

資格・講習	現在	⇒	改正後
甲種防火管理者講習 既修者 防災管理講習 既修者	最後に講習の過程を終了した 日から5年以内	⇒	最後に講習の過程を終了した 日以後における最初の4 月1日から5年以内
消防設備点検資格者 講習既修者 防火対 象物点検資格者講習 既修者または防災管 理点検資格者講習既 修者	免状の交付を受けた日から 5年以内	⇒	①免状の交付を受けた日又 は講習を受けた日以後にお ける最初の4月1日から3年 以内 ②講習を受けた日以後にお ける最初の4月1日から3年 以内
自衛消防業務講習	講習の過程を終了した日か ら5年以内	⇒	講習の過程を終了した日以 後における最初の4月1日 から5年以内

経過措置

施行日までに講習を受講しなければならない者については受講するまでの間に限り、改正前の規定を適用する事とされています。

なお公布後施行日までの間において免状の交付または受講等した者についても施行日をもって改正後の規定が適用される事から免状の交付または受講等した日以後における最初の4月1日(平成24年4月1日から2～5年以内に受講すれば良い事となります)。

公布日 平成23年6月17日

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する
省令等の公布について(平成23年6月17日付け消防予第231号
消防危第122号)において、他の改正事項と合わせて通知



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>